

浦添市地域見守りネットワーク事業の協力事業者（団体・企業等）募集要領

1. 趣旨

浦添市に住む誰もが安心して暮らせる福祉のまちを形成することを目的に、市内の各団体又は企業等（以下「事業者等」という。）の協力をいただきながら、通常業務の中で「ちょっと気になる」地域住民の異変や生活上の支障等に気づいたときに、浦添市福祉総務課（以下「市福祉総務課」という。）または、「社会福祉法人浦添市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に連絡いただくことで、地域住民を見守っていくものです。

2. 見守りの対象者

浦添市にお住まいの方すべてです。特に社会的弱者と言われる障がい者、子ども及び高齢者等には心配りが必要です。

3. 見守り活動

見守り方法は、配達時や訪問業務などの中で、以下の参考例のような異変に気づいたときに、市福祉総務課又は市社協にご連絡をしていただくというものです。

<参考例>

- ① 事前に約束し、指定した時間に訪問したが不在の場合
- ② 郵便物や新聞がたまっている場合
- ③ 洗濯物が長い間干してある場合
- ④ 最近ゴミ出しがない場合
- ⑤ 窓（雨戸や網戸等）の開閉が見られない場合
- ⑥ 家の庭などの手入れが長い間されていない場合
- ⑦ 電話、携帯も通じず、長期にわたって連絡がとれない場合
- ⑧ 対応に異変を感じた場合

（同じことを何度も言う、法外な高額商品の購入が疑われる等）

＊ 次の場合は、警察署や消防署へ緊急通報ができます。

- ① 室内から応答はあるが、扉が開かない場合
- ② 室内に在室しているのが明らかであるが、応答がない場合
- ③ 室内から異臭がする場合
- ④ その他、地域住民の安全確保の上で緊急と判断した場合

4. 協力団体の申込み方法

（1）申込み資格

浦添市で事業等を行っている事業者等すべてに資格があります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、見守り協力団体として登録できないものとする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団

- ② 前号に掲げるもののほか、市長が見守り協力団体として適当でないと認める事業者等

(2) 申込み方法等

ア 申込み

協力の申込みを行う団体は、「浦添市地域見守りネットワーク事業協力申込書」(様式第1号)に必要事項をご記入の上、市福祉総務課の窓口又は郵送で申込みをしてください。

イ 協定

浦添市は、協力申込みをした事業者等及び市社協と「浦添市地域見守りネットワーク事業協定書」(様式第2号)を締結します。

ウ 登録

浦添市は、協定の締結を行った見守り協力団体を「浦添市地域見守りネットワーク協力事業者名簿」(様式第3号)に登録します。

エ 公表等

浦添市及び市社協は、「浦添市地域見守りネットワーク協力事業者名簿」をホームページ等で公表します。ただし、公表を希望しない事業者等については、公表しません。また、協力事業者は、本事業名等を広告等に使用することができます。

オ 事業所名称等の変更

協力事業者名簿に登録している事業所名、所在地等に変更がある場合は、「浦添市地域見守りネットワーク事業異動届出書」(様式第4号)を提出してください。

5. 協力事業者の募集時期

協力事業者の募集は、随時行います。

6. 協力団体登録の解除

協力団体が、登録の解除を希望する場合は、1ヶ月以上の予告期間を設けて、「浦添市地域見守りネットワーク事業協力解除願」(様式第5号)を市福祉総務課に提出してください。

7. 注意事項

- * 電話やFAXの通信料当の経費は自己負担となります。
- * 情報提供された内容や訪問時の状況などはプライバシーに係ることなので、情報提供(通報)対応にあたった関係者以外へは漏らさないよう配慮をお願いします。
- * 協力団体からの情報提供について、浦添市及び市社協から責任を問われることはありません。

「浦添市地域見守りネットワーク事業」のイメージ図

見守り対象者（地域住民すべて）

①見守り

業務中の発見・気づき

見守り協力団体（例）

電気、ガス、水道、郵便局、金融機関
清掃業者、新聞配達、飲料配達等

②連絡

②連絡

②通報（緊急時）

浦添市社会福祉協議



浦添市役所



警察署・消防署

☎ 8 7 7 - 8 2 2 6

※窓口対応時間（平日）

8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

☎ 8 7 6 - 1 2 3 4

< 浦添警察署 >

☎ 8 7 5 - 0 1 1 0

< 浦添消防署 >

☎ 8 7 7 - 6 1 2 3

連携

連携

【その他機関・団体】

- 民生委員・児童委員
- 地域のボランティア等
- 地域自治会等
- 見守り協力団体等
- 障がい者相談支援センター
- 地域包括支援センター
- その他関係団体等